

# 市・府民税の申告 所得税の確定申告

申告期間は  
**3月15日(木)まで**

税の申告を次のとおり受け付けます。会場・日時などを確認のうえ、期間内に申告してください。

申告期間前半は窓口が混雑しますので、あらかじめご了承ください。

## ■申告の受付会場・期間

区分	会場	期間(土・日曜日・祝日を除く)
市・府民税の申告	市役所1階ロビー	2月16日(金)～3月15日(木) 午前9時～12時・午後1時～5時
所得税の確定申告	吹田さんくすホール(吹田さんくす1番館4階)	2月16日(金)～3月15日(木) 午前9時～午後5時 (相談の受付は午後4時まで) ※2月18日(日)・25日(日)は実施。
	コミュニティプラザ3階 コンベンションホール	2月13日(火)・14日(水) 午前9時～午後4時(相談の受付は午前9時半～午後3時) ※年金受給者や還付申告の受付・相談会場(相続税・贈与税・譲渡所得税などの相談は行っていません)

## ふるさと納税をした人へ

寄附先自治体にふるさと納税ワンストップ特例申請書を提出した人で、給与所得以外に所得がある場合や寄附先の自治体数が5団体を越えた場合などは、ワンストップ特例申請書は無効となり、確定申告または市・府民税申告が必要となります。

確定申告などをする場合は寄附金に関する申告も忘れないようご注意ください。

問合せ 市民税課市民税係へ

## マイナンバー制度の導入に伴い、①②いずれかの本人確認書類が必要です

### ①マイナンバーカード(個人番号カード)

※同カードだけで本人確認が可能です。



### ②番号確認書類(下記のいずれか) + 身元確認書類(下記のいずれか)

《マイナンバーを確認できる書類》

- ・通知カード
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載のあるものに限る) など



《マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・身体障害者手帳
- など

## ●市・府民税の申告

市・府民税の申告の受け付けを右ページ表のとおり行います(郵送も可能です)。

郵送先・問合せ 〒566-8555  
(住所不要) 摂津市役所・市民税課市民税係

### ■申告が必要な人

▼平成30年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人

・平成29年中(29年1月1日～12月31日)に営業、農業、不動産、配当などの所得があった人

・給与所得者(パート・アルバイトを含む)で勤務先から市へ給与支払報告書(源泉徴収票)の提出がない人

・主たる給与所得以外の所得が20万円以下の人

・平成29年中に会社を退職した人

▼平成30年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所・店舗などを持っている人

▼給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人

▼公的年金収入のみで、各種所得控除を受けない人

※年末調整未済の源泉徴収票を持っている場合や2力所以上から給与の支払いを受けている場合、営業や不動産の収入がある場合は、市・府民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要になることがあります。

### ■申告に必要なもの

▼平成29年中の所得を証明する書類(源泉徴収票など)

▼各種所得控除を受ける人は、平成29年中に支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、小規模企業共済などの証明書(領収書)、医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書、身体・精神障害者手帳、療育手帳などの控除に係る事項を証明するもの

▼印鑑

▼右ページの本人確認書類

※代理人の場合は、代理人自身の身分確認書類・委任状に加えて、申請者本人の番号確認書類の写しが必要

※学生は在学証明書または学生証

▼被扶養者・専従者の番号確認書類の写し

## ●所得税の確定申告

### 障害者控除対象者認定書の発行

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない場合でも、要介護(要支援)認定を受けている65歳以上で手帳の交付と同程度の障害がある人には、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

同認定書は、市・府民税や所得税において障害者控除の適用を受けるために必要となります。希望者は印鑑を持参して、市役所1階・高齢介護課で手続きをしてください。

※認定書の発行には1週間程度かかります。

問合せ 高齢介護課認定給付係へ

### ■年金所得者は申告不要

国民年金や厚生年金、企業年金などの合計収入額が400万円以下の場合、確定申告が不要です。

ただし、▽年金所得以外の所得が20万円を超える場合▽源泉徴収税額の還付を受ける場合▽外国で支払われる年金がある場合は、確定申告を行う必要があります。

### ■消費税届出書提出はお早めに

新たに消費税の課税事業者となる事業者(前々年分の課税売上高が1千万円超の事業者)は、「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

### ■申告書作成・送信は 国税庁HPから

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すると、申告書が簡単に作成できます。

作成した申告書は、「国税電子申告・